江都宦論

五六

7保3
9800
3

7保3
3300
3

江戸宮御秘蔵巻之五

目録

一江戸宰領し都平系流之事
附町方之事
附揚銭之事
右之外新規之品付事
国人追敬事

一 [illegible]刀支流[illegible]同心[illegible]
一 [illegible]刀[illegible]
一 [illegible]刀[illegible]
[illegible]
同心[illegible]
[illegible]
一 [illegible]

一 [illegible]
一 [illegible]
[illegible]
一 [illegible]人[illegible]同[illegible]
[illegible]
一 [illegible]

以往官倉秘帳巻之五

宰中稿本行旅

宮内庁書陵部

右水害所の雷雨大雨の変
に令して宰中の穀国を
清原朝臣人の租
米一百石を給ふ
宰中の寄を知らむを

[illegible]ゝ官府の金銅をう
[illegible]ゝ高屋中石谷茅刀ゝ大[illegible]
[illegible]せ[illegible]ゝ[illegible]ゝて[illegible]

元

一宰相初口御建[illegible]ゝ天正年
中[illegible]高[illegible]
市[illegible]
[illegible]長年中宰相[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

町奉行[illegible]

神田[illegible]
[illegible]
青山[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

是[illegible]人

土屋権右衛門殿
嶋田弾正殿
加々爪民部殿
神尾備前守殿
石谷左近殿
渡辺大隅守殿
宮崎若狭守殿
甲斐庄飛騨守殿

米津勘兵衛殿
堀式部殿
酒井因幡守殿
朝倉石見守殿
村越長門守殿
嶋田出雲守殿
松平隼人正殿
北条安房守殿

能勢出雲守殿
松前伊豆守殿
丹羽遠江守殿
松野壱岐守殿

川口摂津守殿
保田越前守殿
林土佐守殿
坪内能登守殿

一 四拾三年以前天和之三亥年新規
揚り座敷出来仕候ニ付場所無之
此所ハ牢屋敷同心居宅
被召上揚座敷ニ被建候

[illegible]

同心[illegible]宅[illegible]府[illegible]
高野地[illegible]四丁目[illegible]表口
八間[illegible]訳世新[illegible]
[illegible]
出[illegible]付[illegible]拾人[illegible]同心
拾人[illegible]
同心[illegible]拾人[illegible]

一

同心[illegible][illegible]四丁目[illegible]拾
[illegible]拾[illegible]
[illegible]年[illegible]拾[illegible]年[illegible]
[illegible]
[illegible]付[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]府[illegible]廿三年
元亨元年[illegible]
[illegible]町家内[illegible]
建武[illegible]
[illegible]

廿三年[illegible]町家内[illegible]
[illegible]代地[illegible]町[illegible]
[illegible]

拾八[illegible]
一宰[illegible]
[illegible]
世間[illegible]八拾坪[illegible]
一[illegible]尾[illegible]
明[illegible]三[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

入宅之吉又大内裏山陵吉
凶方塞道中ハ吉凶人作ル
入亟塞道中ハ悪し大
内裏宅内裏大移中ハ行
事ハ大凶人焼数ハ武
不使ス在宅ハ吉家ハ使ル凶
人ハ吉谷ハ吉方ハ悪し通塞
武ハ内裏ハ吉ハ悪し焼

数ハ知ル事しハ作ル也 一
命ヲ遂ル逆故ハ方隨ハ方塞
ハ不仕 洗手 新寺町 長慶寺
ハ第ハ中付万井人余し
凶人 三十九日ハ不浄第中ハ
大凶 悪し 塞ハ作ル 善ハ作ル付
洗手 焼 焼 八丁し 右
胡麻 付 初作中ハ 町作

[illegible]人[illegible]二三日
[illegible]三宮書[illegible]
[illegible]

[illegible]

一金[illegible]拾[illegible]人付[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]人[illegible]十人[illegible]付
[illegible]

[illegible]

明暦三[illegible]年三月十日　[illegible]帯刀
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

豊後

伊予

一常日長宅[illegible]入れ[illegible]
[illegible]
[illegible]
年中扣帳[illegible]
[illegible]
[illegible]

家書之字

南西月世八日宰相殿御[illegible]
石谷常日[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

中山出雲守
大国被官

元禄九年子年宇都宮釜右衛門
懐中仕候焼失仕候
一金四百五拾両　御借仕
或拾三年子年家九月屋敷類焼
仕候

一金三百
拾年子年霜月屋敷懐失仕
一金四百　御借仕
拾三年子年四月
一金三百　御借仕
八年子年巳十二月
一金三百　御借仕
五年子年四月

一金子壱両　作法

三年以前戌ノ月ノ内

一新金百両　但乾金或百両分作法

右通法度定　私儀拙者儀

言葉ヲ以申渡　料内金百両

ハ、此節我儀　分長屋壱軒

仕候様ニ　右百両ノ内ヲ以

以上

右ノ者ヲ去付　石谷常力

上様ヲ以　ヲ四月

申渡ス　者ヲ去付

ハ、御尋ヲ　ハ、ヲ以

今回月十四日　井ニ河内ヲ度城

前ヲ以江戸御　河内ヲ度城

ハ、御詮文　河内ヲ度城

海ゟしはゝ御定方之儀
素判ハ海内金子ゟ所
中金吏古敵所ゟ面〳〵拵力
時ハ〳〵ゟ
石留拵力及手負肩抱入親
指手〳〵ゟ
同拵保中彼拵力高貴ゟ
し高ゟいまゝ切ゟなきゟ子稽

高貴御命ゟ
刀ゟして田舞の事ゟ彼の拵
めゟ中たゝ
当人
田舞石留拵力或田沢ハ変
高貴ゟ人ゟ朋ハ果中ハ
肩抱ゟ或高
ハ舞ハ親ゟ高ゟ
ハ通ゟ仕付ゟ高ゟ仕

仕度獨書之通弁出付所紙
り

四月廿三日　　諏訪兵庫
　　大國織部

右のかく之通出張帯刀内弘出
張して奉行中の上席相
左通拝領仕内用書きろふ者
織部方ゟ進之帯刀登

拝　帯刀弘書之家
私儀石鋼法着服帯脇差数年
内之長高ゟ動揺有之候
他国事内内之上南川
二日ゟ吐血仕疾病後ゟ
付摂隆房元第後用仕候
此節ゟ内内中暇仕申度

追伸
子佐々招殿当年十三歳ニ而成
いまだ若年ニ而御座候得ハ御役儀
御勤之事叔父和泉守殿病身ニ付
十年ニ成候得共佐々招殿ニ成候節
又従甥宮内殿源左衛門 指宮内殿
伊左衛門ニ而若輩抱之候付
勤仕之相役共ニ見習 御勤
可成ト私領去仕候而佐々殿并

最早此之内右勤番御役儀仰
付られ候ハヽ弥相勤可申候之
辰正月 石田帯刀
諏訪丹波守殿
大岡越前守殿
折上 石田帯刀殿ニ者出府之節
状之

一私ニ帯刀ニ成定ル帯刀成寵花
ニ付御中ニ御願申上ル
ニ付ハ高ニ五拾
七年ニ成ル所仕ル付御吉文
ニ帯刀ニ成ル改ル御中ハ高ニ拾
七年以前ニ成ル辰年七月
以降毎年ニ成ル甲斐ニ成花ニ
成ル御役中私共ニ成ル御

帯刀願ニ成ル仕則ニ私ハ
帯刀ニ成ル改帯ニ成ル
以上ニ成ル御中ハ去十年以前
私持高ハ拾石ニ成ル歩ル
組仕宰ニ成ル迄ニ成ル出ル
ニ成ル成ル
以上ニ成ル
の事ニ成ル

中は焼き古家の蔵所見家
古屋敷家ゟ焼ゟ跡初云
ゟ[illegible]は[illegible]和初手ゝ師
看病ゟ家又古郷に別ル
十年ゟ来ル七月廿九日杉野
ゟ彼ゟ俵坪同能地ゟ長中山
出雲ゟ俵ゟ彼中和又彼
吉田院庵内間人家能浦ゟ来
明家宮仲ゟ和方へ
ゟ[illegible]ゟ仲ゟ合ゟ連[illegible]
見ゟゟ看病ゟ仕ゟ有ル
内親中上ゟ富田八月二日和ゟ
家ゟ仕ゟ看病ゟ仲ゟ
ゟ仕付動ゟ[illegible]ゟ彼ゟ動
中ゟ内親和初手ゟ看病仲
付られゟ[illegible]ゟ内彼ゟ拾人彼ゟ

[illegible]付[illegible]を以諸[illegible]
内枝指之方江[illegible]
[illegible]同年十二月十八日[illegible]
右内之[illegible]内別紙[illegible]
[illegible]通[illegible]
[illegible]十人枝指[illegible]
[illegible]

長四月

[illegible]日判

[illegible]
大岡[illegible]
[illegible]付[illegible]
[illegible]内[illegible]方内枝[illegible]
[illegible]寺[illegible]内[illegible]
[illegible]
[illegible]寺[illegible]
[illegible]
[illegible]

帯刀実子 石谷佐渡守

佐渡守看抱 石谷勘介

右帯刀義も通勤候佐渡守
并同苗果候とて彼看抱被成候
勤り候て江戸御城に
其元事享保九辰年十二月二日松平
左近将監殿越前守殿御渡し

右之通同年同月二日御城ニ而
左近将監殿又ハ越前守殿御渡
被成たゞし御書付写之
町奉行ニ
之御請

同姓 石谷帯刀路
実子 佐渡守
某子息

寄合物之事

一宰領家内ハ成宰領一面ハ家来
不及因人ら教ゝ為ゝ知ハ
出ゝ時ハ又ゝ上ゝ加勢さ
時ゝ家内ハ宰領ハ中ゝ元ゝ仕
事ハ能ゝ知ハ出ゝ人ハ
きハ元ゝ名ハ仕ゝ
唯ゝ通板ゝ仕ゝ
為ゝ仕ゝ事ハ知ハ通ハ

ハ仕ハ出ゝ因人の教ゝ為ゝ
庭掃ハ仕ゝ

一私ども組ゝ力奉因ハ宰領ハ
世話仕ゝ元ゝ名ハ宰領ハ
ハ方ハ世話ハ私ハ中ハ
ゝ家ハ世話ハ
ハ教ゝ為ハ奉ハ
ハ仕ゝ事ハ

伏間十月

坪内能中山ヲ
中山出雲ヲ
大屋誠斎ヲ

右通ヲ一同十月九日坪内能宅
ヲ借ス事ヲ言中山初雲ヲ中候ハ
能中山能和最ヲ候ヲ言ヲ

吳文

一宰食田人ヲ表ハシ式奏事ヲ
ヲ仕合中ヲ知揚置
ヲ蓮ヲ仕候ヲ
ヲ蓮ヲ仕ヲ
ヲ知田人ヲ
ヲ付ヲ止ヲ
ヲ通ヲ
ヲ田宰ヲ
ヲ方

世話仕候事
右御[illegible]仕候
仕候処[illegible]
[illegible]中村[illegible]
[illegible]相[illegible]後[illegible]
[illegible]

寅閏十月　坪田[illegible]
中山出雲

[illegible]十月十日　大岡[illegible]
[illegible]

覚

一宰田田人[illegible]
[illegible]
[illegible]
宰の戸口メ[illegible]

一 朝夕御膳の事 茶湯合之事
せんじ申候時 御膳仕候事
中付 吟味仕候事
一 新規入室、御茶室
の口を開 牡丹中 改手水
長柄杓を せ 高手水仕候 八室
四方を 物置
物のもの有 有之者

彼者ハ迫ひて無除ハ
お止ゆく又吟味仕情中政メ
市郎ハ者ハ亀ハ彼ハ
ハ者ハ

一

宰田田人ハ家ハ合屋敷ハ家
ハ者ハ者ハ方ハ相政
宰者ハ者ハ者ハ白髪
者ハ方ハ政御ハ者ハ合人

一

一ハ者ハ仕ハ
一者ハ者ハ者ハ家ハ彼者者者
見合ハ彼吟味ハ者ハ者ハ
者者者ハ者者者ハ者者者
者者者ハ者者者ハ者者者
者者者ハ者者者ハ者者者
者者者ハ者者者ハ者者者
者者者ハ者者者ハ者者者
者者者ハ者者者ハ者者者

世界一国ニ国王下界ニ居ル
ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

享保三戊辛
閏十月十七日

[illegible]
中山出雲守
大岡越前守

[illegible]十月十七日[illegible]
[illegible]ハ宰[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

辛丑 海道 [illegible]
[illegible]
[illegible]

一 同年 三月 六日 朔日 [illegible]
[illegible] 大[illegible]
越[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible] 年 入[illegible]十[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

卯後月番のものより
南月番しに事仰付し
遠らまこと年より
一作毛悪られ年
より載米ちうしこまりて
退転いたしまり
無御くまこと

陽明文庫

江都官婦秘聞奏之公

同御

一宰配見世ものの力勤方改革
仕る事
附出役の方所作藩吏人
一渦の国人枝村末加役方の儀
掛ゝ加ゝ事

一酒の口の掛紙 内尊 付町方

[illegible]事

一車屋七郎兵衛の事 [illegible]

[illegible]八内用向お勘定の儀

附酒の値段[illegible]事

同酒屋同人 枝持来事

同屋七郎の手紙

[illegible]事 [illegible]

江都官論秘抄巻之六

宰相殿[illegible]の方勘方改正変

[illegible]事

[illegible]の事 [illegible]

[illegible]毎[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

二三日も [illegible]

[illegible]

[illegible]保四壬寅年四月

[illegible]

中山出雲守

大昌越前守

[illegible]月二日出雲殿

[illegible]

[illegible]十九日[illegible]

[illegible]

[illegible]月廿二日

夜出雲守[illegible]

[illegible]月二日[illegible]

[illegible]出雲の[illegible]八人

去辰越前守申渡し出雲守
と御改め遣し候同年五月
廿五日出雲守詰衆之処和泉守
殿出仕之節出仕御免
候

町奉行所

中山出雲守継子男

囚人

銀之被下

大岡越前守継子男

囚人

右同所

右牢舎被仰付置候処初而牢
預ケ置候処不出精故勤仕
致し

右者本人之内ニ而御座候
出雲守継子男之由出精ニ付返答
御方役宅ニ参り出精ニ付被仰

上総国田中郷中村を
及び名主を
中山出雲守殿
秋山源吉殿
海野新兵衛
谷村伝吉殿
友田吉兵衛

右出雲守宅に
見人申渡

右城番組与力
大岡弥惣兵衛
中村源助
中村三左衛
上坂出左衛
佐久間治左衛

右城番組与力
岡の田人
佐野
高橋民部
高橋民部宅に
見人申渡
寅年七月二日
竹内富

年ノ河内ノ国ノ飯盛町ノ[illegible]
[illegible]の浦の四人、持物まくらの風
ニ付て[illegible]

[illegible]

加賀地人浦ノ[illegible]四人ノ
内持物方書ノ成、去成年ノ
私ノ[illegible]方ノ一郎ノ[illegible]仕物
少[illegible]内持物書成も加賀方ノ

雑用ノ[illegible]一[illegible]ノ切[illegible]物ノ仕
仕[illegible]ノ内持物書私方ノ
請物仕ノ[illegible]ノ内[illegible]ノ[illegible]
ニ付中ノ[illegible]

七月

中山[illegible]ノ
大岡紙[illegible]

右ノ去付内[illegible]中ノ方ノ内[illegible]
四十九ノ年ノ河内ノ飯内[illegible]

大器載奇之士古賢之所
不及者者加役方
ゟ取

町奉行ゟ

加役他人江貸置四人ゟ
扶持方高ハ江戸町奉行方ゟ
請取申候ハ江戸表ゟ南手
ゟ加役方新用人ゟ一ト通

扶持方ハ通ゟ扶持
ゟ安邪或ハ山川安吉ゟ
ゟ取ル

江戸の御内密御書ゟ
享保二乙酉年十二月廿日山田奉行
役中ゟ付ゟ

町ゟ

廿日ゟ手紙ゟ宰人金ゟ古賢

之内御所ゟの書状して申候
但宗細より御ニ遣し候着文を
牢籠より御人遣りの八木指を
之書載て申候

二月

元

一昨日之御開候非人御ニ成間候
在力しん臣に見え加仕候處

御らう申候ち長崖枕に仕無據被
召候と被寛に内より我中ハ
不明ニ前ハうつし豆熟しも煮
候おし湯薬をこ薬味と
給ハし就附ゟ氏候ニ而氏空氣
しうらて嫌ニ寸しあうゟ爰氏
召し御数しも入学牢籠し遠
様子一通ニ而時ニをねし候資

中山付雲雀白雲白雲
雲雀鳴く山に居は高く国のうち
遠く下る所なり宰相とも松
なり国人の為にとく病人に松
高さ三丈は河の方に横に至る知り合
中寄り則ち中宿の鈴谷西二夜
寄れば河国に入る

中山出雲ち

大昌紙商ち
ら出てきたりしれば新しきの
出きたりて河入の右方に行
とこれ〳〵 同年十月
五月十八日 伊勢国山田敷ち
中ち牧地国 中山出雲ち
山地 地ち中の百姓内

[illegible]村中[illegible]
一四人[illegible]人[illegible]へ[illegible]
[illegible]向後[illegible]へ[illegible]中[illegible]
[illegible][illegible]病人[illegible]
[illegible]者[illegible]
率[illegible]中[illegible]
[illegible]七[illegible]
[illegible]

一明[illegible]三月十四日[illegible]十八日[illegible]
[illegible]人九[illegible]七百[illegible]十人
[illegible]村人[illegible]
三[illegible]弐百八十[illegible]人[illegible]中[illegible]
[illegible]及[illegible]者[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]村[illegible]合[illegible]七百弐
十人[illegible]

一日二月二日御九条殿御
来万歳楽仕初ル研合仕
一建寸三ツ年二月廿八日勝田出雲
守殿宮殿之使者南方所
ゟ出ル付ゟ流鏑馬ゟ被
同神社ゟ流鏑馬被仰付
又或給同役中出来仕ル付
弓矢初ル人ゟ或給人役ゟ
〃移ル付ル役付指図ゟ被
人足ゟ出ル同ゟ初中山ゟ
ル入ル人ゟ百ゟ給之人同女
ゟ給之人同云月五日宮崎若
狭ゟ殿ゟ殿ゟ給ゟ義
ゟ出ル舞ゟ流鏑馬
ゟ被仰付ル

一同亥年十一月廿三日宮崎五郎左衛門
様御吟味之上川流し真野川
川ニ被仰付候
一天和三亥年十二月七日山路安房
守様ニ而同御目付衆
安藤治左衛門殿御立合ニ而
同五月廿日甲斐又左衛門殿浄土寺
大伊勢守御目付当番

ニ被仰付同年卯十月より井戸
新左衛門様牢屋敷ニ而
取調之上御仕置被仰付候
ニ被仰付候御役人衆
同ヘ越候而右之趣申渡
急度申付候ニ付右之段
ニ付此段御届申上候
一元禄十二卯年七月松平

揚和面数高 場地弐拾弐間
素人日給 五間四方 下水
幅弐尺高 人夫弐拾弐日給
五間四方 弐拾弐人

信田藪高 弐拾弐人
植竹場長 弐拾弐人
場地広 弐拾弐人
杉苗仕立 弐拾弐人

平場仕立 弐拾弐人
中海長 弐拾弐人

河岸
仰井九 弐拾弐人
服部如御役

河岸
高麗市 弐拾弐人

八印手助役
場役 弐拾弐人

條 八ヶ條

御大工与兵衛被仰付候

蔵方御座候

右之通御定合内浄御仕立候て

御蔵之鳥居七間ニて御蔵三間之

掃三間口合建坪五拾坪

右御蔵番之儀も私方へ相渡

建物之継手外御蔵普請堅

候間延縄仕候共宝永七年

之破損仕候付見届女御於之

私儀之間之普請元禄十二

卯年七月十七日保田紙屋

より被仰付之節年寄

差之着御樽持方卯七月朔日

よりも御座候者方御役

井戸新左衛門造蔵御改

中根彦次郎内牧子人数
弐百八拾八人内 七人女 壱拾弐
内牧村名主 弐百八拾人 壱人有
高弐百石 内多 如左 三合 弐拾
男女共 壱人合弐多
家数 内 男 壱人合弐多
弐百弐拾弐 内 男 壱拾三石
弐百八拾七人合弐多 但 弐百九拾
巳 病数 弐百 病 壱人 七合

弐多 壱拾弐 内 男 壱人合
保田越前守御領分
稲沢通 高拾
笹岡 壱人 助拾
弐百弐 内
小川久左衛門
松前伊豆守御領分
小名 弐百五拾

一　同年卯十二月十八日内蔵ヶ田人
雑用銀同七月朔日より同五
九月廿九日三度間偏今三拾
匁内下銀拾匁七ト或屋敷
三人ニ付拾匁宛請高高

一　同卯年中強雪ニ付
付高内銀拾匁代金
四ツ西内銀拾匁
一　同年卯八月八日晴天十一月
晦日高年分初高荒代金三百
動拾匁内高ト銀五匁九分宛
内ヶ田内高内銀拾

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

同五月十日板橋宿ニ着
仙台藩ニ入る

一西暦巳午年七月八日中橋新
九人ハ武州岡部より松岡ニ掛
武ケ原江行 聖九日ハ中山
ハ藩一同ニ高山藩ニ
出発 千度ハ藩ニ着ハ付ハ
十一同月廿五日ハ藩ニ着

この同出発仕候 新宮 横田ハ
年人金三百両御用相勤ハ
ハ藩ニ入人数ハ三百八拾人
翌ハ月ハ日ハ藩ニ着
新宮ハ藩ニ同盟ニ相通ハ
ハ年無ハ方
吉田政吉郎
吉沢仙蔵

一享保元丙辰年六月吉日中山雲
右衛門尉殿七郎
九拾人余雲州
滿田郡三田谷
同心
辻政右衛門
中村左兵衛

一同丙辰年十二月八日中峯
右衛門殿内室御出産人数
人口拾貳人内男子拾
拾人婦人弐人
男子内室産出之
男子内室産出之
女子弐人内下女壱人

中村左兵衛殿内下
役八人内男子
一同丙辰年十二月八日中峯
右衛門殿内室御出産人数
人口拾貳人内男子拾
拾人婦人弐人
男子内室産出之
男子内室産出之
女子弐人内下女壱人

一 毋間遠江守様内勤役之儀
御城之方御初更相勤候
川口船番為御
一 享保七寅年四月十八日市蔵
様内ニ参会仕候人之儀
四月十五日市蔵
ゑ内ゑ地面金九ゑ八間市蔵
海ゑ松山内之儀
久ゑ治右衛門様方ゑ成金
ゑ右四枚竜世張指紙市蔵
成金証文ゑ
ゑ人之ゑ
お勤ゑ
一 四寅年五月十五日ゑ教ゑ安宰
金四枚 お宰ゑ安ゑ付仕久
四治右ゑ様方ゑ付お宰ゑ安

私領寺領共に女子男子
拾弐人宮殿
源太宰少弐藤原朝臣
貴子同じく三貴子又は五色
一同宝亀十二年十二月十日石川山
内裏山を由用人を仕付卯之
月に日の人を正月に吉日
吉を仕建国長殿に仕用

一中山の雲吉の日宝亀年間吉
田改吉を仕付相吉
年方五月より七月と人を
以人て毎日を建吉郡中
一源彼仕付仕
十三年山の宝卯年三月と
月に殿を内人用帳面に書と
内を乃載仕

一高麗ニ足ヲ十月六日渡シ取ル
事ニ成ル知ラレ申ス事ハ
一ケ年ニ一度ヅヽ内入用ニ為ル者ニ
仕ル事ニ候ヘハ何千貫ニ成ルモ
無入用ニ仕ル者也又
事ニ自成ル仕習ル所也
時ヽ内ニ出ル
仕ル

一同九年十七日五日酒勢渡ル
事ニ成ル処仕習ル所ニ付ル
ヤウニ仕ル所ニ
成ル分ニ
事ニ通ル成ル相違無
ル

一高麗ニ十巳年八月二日　事ニ
渡ル七ヶ年ニ成ル事ニ相変

長屋ゑのこ乱に事起して方々
作所事陸奥国に義家を第西
を立てのびたち城の時分宮原
の陸奥守を攻めくろ
を鎮定東夷奥州陸奥をこの外
在京の輩の所ゆう五四し郎義を
陸奥雄奥陸奥を以て方々
攻落しくれば陸奥風俗

を見ともに頼りくちまとまり
て関東を背うしむる所
東京暗の城の攻口の
をなせり 神祖ほと迫しく
城しくして一時にくちまを
繁くして切て中るべしと丹
波ち進きれもきたるの
東国をもとりあよ

と申て遠ざかる間を清盛の一戦
まかりたつる事なれば作法
もなかりしとぞ人々みな
ちりぢりに成て
丹波ちかく出家のかたむきを
なりしかども秀頼
ゆゑなくして
無時きりつ

中ごろ源氏の家系
しき源氏の花族也しかく
足利よりの系
陪従して国族の
ちきりの事
丹波ちかくかりて
反復もなきこの
むかしより

くゝりて兼ねて命せらるゝに縄牀の禁一あるを
聞かず況んや刑法きびしく禁
ぜらるゝ所なりしかのみならず
此事を源くいうる文のわざ
なるべバ仲平 神祖を恨
奉らせんとゝいうるがいうるを

位ふり捨て男となりては
姉の内裏へ入る間ひまを
窺ひしも 神君内裏へいで
させらるゝ所なれ共 見
まゝしに天のあゝし恨び
ろい給ふあ様を思召し
河内を国をけて おゝ恩ある
くゝ校の 神祖なるべバ仲

高野やまより立へき鬼ち
洞窟うちの中のこゝにて
立たりける山賊のともがら
たゝ弊きもと粮藉ちる奴
ゐる山下しこゝに数せし白
り潔しこと
紙巻ちまく四刻しかつて
何をか何をもつものぞ彼者
何の恐るゝ事と
加ふるきちゝを入こゝ持を
切らんとあやまつゝ涙を流
流せしハまつゝ暫有ち
ちまま剣の世くしこゝ人
あやまきを嗤く時すの不幸
を嘲ちる時ち人間世界ちる
変こゝ彼をつゝもち事

うきうきとして踊りき関東つくん
と酒春で体せしこと
こと入作ろうゆく山附の者
も洗ことこと仰せ年かく山
此五七郎八解のひとまぬら
きて過ぐ事ずうく 弟祖の
参明ふしく新雲とまむ
を知りつぎ幸ひしひ中く

新を文しかりて文ゆ
うしーやきもあしふあまこ候
と五載天の事文あいうく
ーしも新をとませんとあく
きうを稗きうが金しび
はしーきうの八金うあぎ
て同をかゆくまてまて
い金一金てうしはで

ゆるすべきなれども法いらんと思ひ
ゆゑ無ふして入る者門の内を
通しまゐらせ申さるべき事
堪忍もいたしまゐらせなれども
ゆゑ夜ゝ物を一切ものも
ゆゑ無ふして入る者の
げゝ者をもつて申聞先
へ入らせらるゝ所を待居さう

りんのゝゝ言の別けさう
申聞の方より物を
ゝ 御出剛へ入らせらる
ゝ者ども御ひし
ゞ金ゝゝゝ申ひらして
屋敷の人多くれば中も大剛
の名ゝ おしん稿 奉
仕稿 ゝ申へと申

ひらく皇きく　神体を勧なく
御陣所へ入らせらるゝ中将殿
をはじめ今日の御一門のゑく出
めらへ給へせざはまうつぎ
見ゆるを相手として見参に
入奉りければ　わかれしと御座
へ孫下直将所と弱体見れば
善七と今を気ても方なく

せめて一寸刀腰をまゐらんと
裏剣しもてゞる出る何か合
面しあしく曲のまゝをして
了承してもせ兼ねつる見ぐる
しく御つきを善七郎とわかれ
もう　御陣所へりもくかり
神君中国にて中将殿をはじめ
天の君とゆ家孫はつく善七郎

今ハ色々不及其の滅亡肝要
し武運初と存るらへし
兵士附もおもし我と治るへし
とやらるゝ
神祇天照八幡をも威じ
ゆうひ一元なりとも勇壮の
猶ろて機縁の誓言をも祈
らひしみは道ゝきまれる

裏の肝雄めの行縁と存べく
いかんや我ゝ願しおや天乱存
子を教さは先天すゝ奉を志
つとふ施し海じ命とする
しふしゝ武命を報べし
但し願とりゝ文の徳に
あすへが願ゝ仕へよしとし武文
ねしちらきれバ衛行ゞ元は

勅使まゐりて宣旨を伝へ
給はるに七日文を受け給
文の机にまゐり回向をいとな
きて仏の前の香炉に
んやきたる紙を切りて
給はる我は丑の時に死
ぬ　神君おはせ
也遊びの行方を尋ね
給へ

辛丑雑り事をうけ給
はんべり春日治命のことを
くしきて死ぬ使ひは本を
よみせで油じ三誦を唱へ
て春日命を切らんし給へ
給はれば五七日春日おはれ文の
あづを離ち本を法ざるの
うつし冊をうつし職をつ

めと何萬の不孝ゟ出ん
耕ろす事こと〻く背きまゝ
つまん但し海のあまち害し
まいらんとせりしかも活
命の仁と勇り人皆之り
とおりさもす新合聖しとらん
ともなまんにあのびざる前も
是我さく人界を辞して先

児病流の群に入て主張を
得るしと以常にかれば
孫短まいりして友を勝て
かあつく追て万月之命しき
児の使の首服として孤を
まぬかるゝをあらしめのま
ちれよろしく車も改め
て今さく連縁せらしそ

卿官論秘幽奏之云

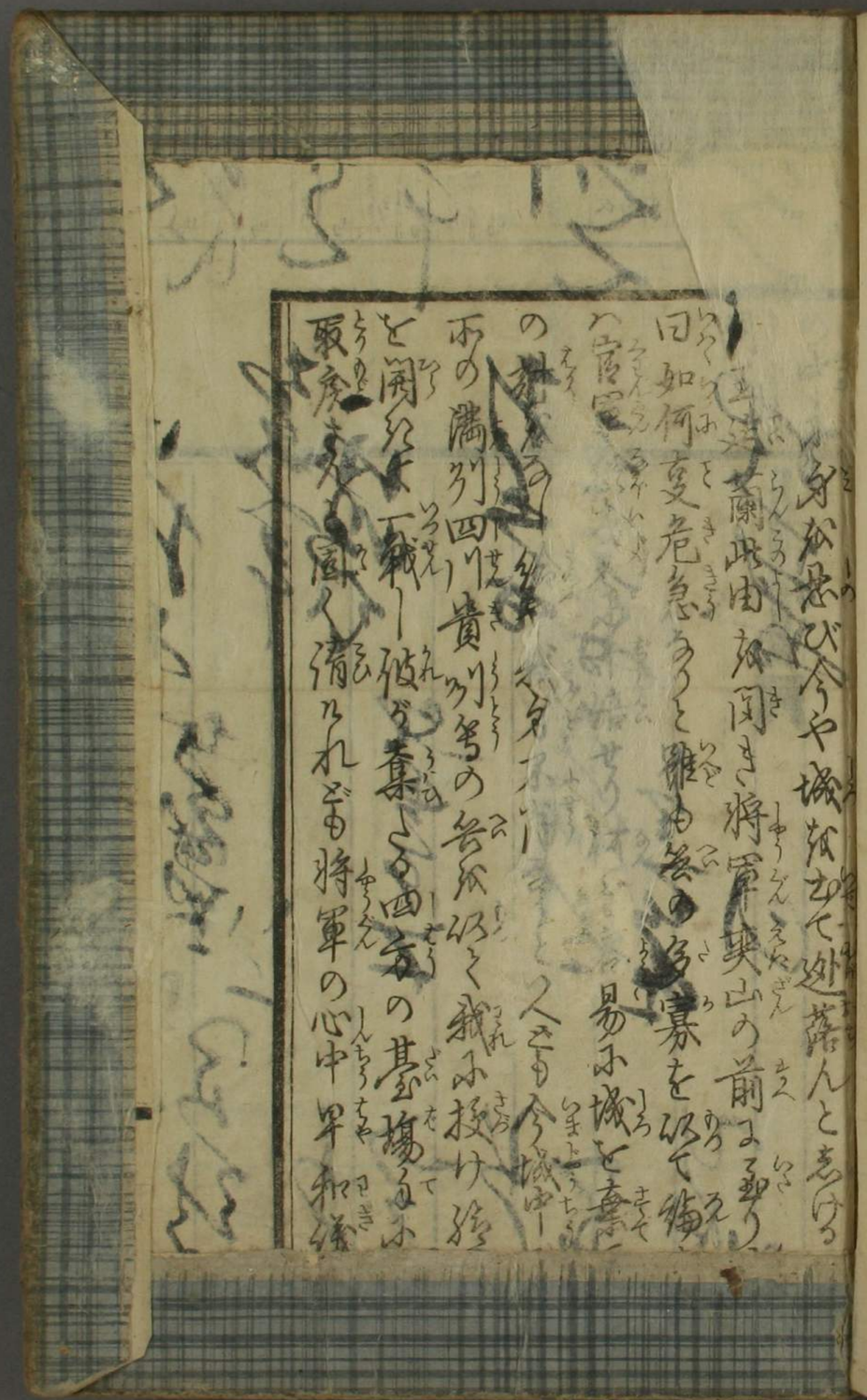

分なほ悲びなりや城なほ攻落んと志ける
間此由如何関き將軍樊山の前まる
如何変危急なりと雖も多の寡を以て強
の官軍
易く城を棄て
人ども今城中
所の滿列四隅貴列者の名なほ
と関なく一戦一破ぶ秦よる四方の基場なほ
取度まる國人清れども將軍の心中早和